

保 発 0911 第 6 号
年 発 0911 第 2 号
令和 8 年 9 月 11 日

地方厚生（支）局長
市町村長（特別区の区長を含む）
日本年金機構理事長
全国健康保険協会理事長
健康保険組合理事長
健康保険組合連合会会長

殿

厚生労働省保険局長
（公 印 省 略 ）
厚生労働省年金局長
（公 印 省 略 ）

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部
を改正する等の法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令等の公
布について

今般、社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（令和 7 年法律第 74 号。以下「令和 7 年改正法」という。）について、社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の一部の施行期日を定める政令（令和 8 年政令第 275 号。以下「期日令」という。）並びに社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和 8 年政令第 276 号。以下「整備政令」という。）及び社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和 8 年厚生労働省令第 138 号。以下「整備省令」という。）が本日公布されたため、通知する。

期日令並びに整備政令及び整備省令の主な内容は下記のとおりであるので、その内容について御了知いただくとともに、実施に当たっては、関係者に周知徹底を図り、遺漏のないよう取り扱われたい。

記

第一．改正の内容

1 期日令

令和 7 年改正法附則第 1 条第 1 項第 9 号において、同号に掲げる規定の施行期日については、改正法の公布の日（令和 7 年 6 月 20 日）から起算して 3 年を超えない範囲内において政令で定める日とされている。

このうち、令和 7 年改正法第 15 条中公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 63 号）附則第 5 条第 3 項の表及び第 38 条第 3 項の表の改正規定並びに令和 7 年改正法第 29 条中確定拠出年金法（平成 13 年法律第 88 号）第 4 条第 1 項第 3 号の 2、第 8 条第 1 項、第 54 条の 2 第 1 項、第 62 条、第 64 条、第 69 条、第 70 条第 2 項、第 71 条及び第 74 条の 2 第 1 項の改正規定並びに令和 7 年改正法附則第 33 条の規定を除く部分について、当該施行期日を令和 8 年 10 月 1 日とする。

2 整備政令

（１） 厚生年金保険法施行令（昭和 29 年政令第 110 号）の一部改正（整備政令第 1 条関係）

- ① 厚生年金保険の被保険者であって老齢厚生年金の受給権者であるものがその資格を喪失した場合の年金額の改定について、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号。以下「厚年法」という。）附則第 4 条の 6 の新設に伴う所要の規定の整備を行う。
- ② 特定減額特例対象者から厚年法第 9 条の規定による被保険者となった場合における当該者の厚生年金保険の被保険者資格の取得の時期を規定する。
- ③ その他所要の規定の整備を行う。

（２） 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成 26 年政令第 74 号）の一部改正（整備政令第 5 条関係）

存続厚生年金基金の加入員について、厚年法附則第 4 条の 6 の新設に伴う所要の規定の整備を行う。

（３） 健康保険法施行令（大正 15 年勅令第 243 号）の一部改正（整備政令第 7 条関係）

- ① 特定減額特例対象者から健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 3 条第 1 項に規定する被保険者となった場合について、（１）②に準じた改正を行う。
- ② その他所要の規定の整備を行う。

（４） 関係政令の規定の整備

その他関係政令について所要の規定の整備を行う。

3 整備省令

(1) 厚生年金保険法施行規則（昭和 29 年厚生省令第 37 号。以下「厚年則」という。）の一部改正（整備省令第 1 条関係）

- ① かつて被保険者であった者が、令和 7 年改正法による改正後の厚年法（以下「改正後厚年法」という。）附則第 4 条の 6 第 2 項の申出により被保険者の資格を取得した場合は、事業主に個人番号を提供している場合を除いて、事業主に基礎年金番号を明らかにすることができる書類を提出しなければならないことと規定する。
- ② 整備政令による改正後の厚生年金保険法施行令第 6 条の 2 の 5 第 2 項において厚生労働省令で定めることとされた規定について規定することとする。
- ③ 改正後厚年法附則第 4 条の 6 第 1 項において厚生労働省令で定めるとされた賃金に相当するもの等について、最低賃金に算入しない賃金の範囲及び報酬形態に応じた算定方法を規定することとする。
- ④ 改正後厚年法附則第 4 条の 6 第 2 項の規定による申出及び同条第 5 項の規定による申出は、必要な事項を記載した申出書を、事業主を経由して、日本年金機構（以下「機構」という。）に提出すること等によって行うものと規定することとする。また、当該申出を受けた事業主は、厚生年金保険被保険者資格取得届・七十歳以上被用者該当届等を添えて機構に提出しなければならないことと規定する。
- ⑤ 厚年法第 27 条において厚生労働省令で定めるとされた 70 歳以上の使用される者の要件について、適用事業所に使用される最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 7 条の規定の適用を受ける短時間労働者であって、月額賃金が 8.8 万円未満である者は当該要件から除くことを規定することとする。
- ⑥ 厚年法第 9 条による被保険者が改正後厚年法附則第 4 条の 6 第 4 項の規定により同条第 2 項の規定による被保険者とみなされた場合等において、事業主は、当該事実があった日から 5 日以内に、必要な事項を記載した区分変更の届書を機構に提出しなければならないこととする。
- ⑦ 厚年法第 28 条に基づき実施機関が備えることとされている原簿へ記録する事項として、改正後厚年法附則第 4 条の 6 第 2 項の規定による被保険者（同条第 4 項により同条第 2 項の規定による被保険者とみなされた場合を含む。）であるかの区別を加えることを規定する。

(2) 健康保険法施行規則（大正 15 年内務省令第 36 号）の一部改正（整備省令第 2 条関係）

- ① 令和 7 年改正法による改正後の健康保険法（以下「改正後健保法」という。）附則第 8 条の 3 の 2 第 1 項において厚生労働省令で定めるとされた賃金に相当するもの等について、最低賃金に算入しない賃金の範囲及び報酬形態に応じた算定方法を規定することとする。
- ② 改正後健保法附則第 8 条の 3 の 2 第 2 項の規定による申出及び同条第 5 項の規定による申出は、必要な事項を記載した申出書を、事業主を経由して、機構又は健康

保険組合に提出すること等によって行うものと規定することとする。また、当該申出を受けた事業主は、健康保険被保険者資格取得届等を添えて機構又は健康保険組合に提出しなければならないことと規定する。

- ③ 健康保険法第3条第1項による被保険者が改正後健保法附則第8条の3の2第4項の規定により同条第2項の規定による被保険者とみなされた場合等において、事業主は、当該事実があった日から5日以内に、必要な事項を記載した届書を厚生労働大臣又は健康保険組合に提出しなければならないこととする。

第二. 施行期日等

1. 施行期日

期日令：令和8年9月11日

整備政令及び整備省令：令和8年10月1日

2. 整備省令の経過措置

- (1) 整備省令の施行の際現にある整備省令による改正前の様式（(2)において「旧様式」という。）により使用されている書類は、改正後の様式とみなすこととする。
- (2) 整備省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができることとする。